

## 【EDCT の運用② Radio/Remote 空港編】

## 1. EDCT と Runway is clear

今回は EDCT が航空機に対する「管制指示」の一つであること、また Tower 空港では管制官が離陸許可の時機を決めることにより EDCT の運用を行っていることに触れました。一方 Radio/Remote 空港では離陸許可そのものが存在しません。情報官からは「Runway is clear」や「Obstruction not reported on runway」という「情報」が伝えられるのみです。

情報官は、滑走路上に障害物等がなければ「Runway is clear」等を通知できます。従って EDCT よりもはるか前に、出発機が離陸滑走開始地点に近づいた時点で「Runway is clear」や「Obstruction not reported on runway」が通知される可能性があります。しかし「情報」(Runway is clear 等)によって「管制指示」(EDCT)が Override されることはないため、航空機は自らの責任で EDCT まで離陸を待たなければなりません。

尚、飛行場管制の行われていない空港においては EDCT Valid Window が設定されていません。航空機は EDCT 以降可能な限り速やかに離陸すべきです。

## 2. EDCT と Hold on the ground

Radio/Remote 空港においては管制間隔設定のため「Radio/Remote 空港に係る IFR 機は常に 1 機」です。このため ACC の管制官は、例えば同じ空港に到着機がある場合、出発機に対して(情報官を通じ)「Hold on the ground」の指示を発出します。その後、到着機が着陸したことを確認し、出発機に対して(情報官を通じ)「Released for departure」を発出します。もしも出発機の

EDCT よりもはるか前に「Released for departure」が伝達された場合、これは飽くまでも「Hold on the ground」に対する解除ですので、依然 EDCT は有効です。AIP ENR1.9-3.4 には、

EDCTと管制機関による管制間隔設定のため出発制限解除時刻が同一の航空機に重複して指定される場合がある。この場合、当該機には各々の制限による出発可能な時刻のいずれか遅い時刻が適用される。

と書かれています。EDCT (出発制御) と Hold on the ground/Released at (出発制限) は管制方式上全く別の性格の指示なのです。これは EDCT が交通流制御の手法(出発制御)であり、管理しているのは ATM センターである一方、「Hold on the ground」、「Released for departure」や「Released at」は管制間隔の設定上必要な、「管制官」による指示(出発制限)であることを考えると理解しやすいでしょう。

以前は EDCT も出発制限の一種として、

**廃止** Released at 何時何分 due to flow control と指示していました。しかし 2016 年に航空交通管理方式基準が改正され、ATMC が発出する**出発制御**(EDCT)と、ACC が管制間隔の維持のために発出する**出発制限**は現在、用語上も明確に区別されています。

この「ATC 再発見 **Radio Telephony Meeting**」は、JAPA ATS 委員会と ATCA 技術委員会が参加している R/T Meeting で討議されたテーマを共有して、「安全で効率の良い運航と航空管制」のために発行しています。